

平成 2 5 年 第 4 回 七 戸 町 議 会 定 例 会
会 議 録 (第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 8 号 | 専決処分事項の報告について
(平成 2 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 5 号)) |
| 日程第 2 | 報告第 1 9 号 | 専決処分事項の報告について
(除草作業中での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第 3 | 議案第 8 7 号 | 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 8 8 号 | 七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 8 9 号 | 七戸町就業改善センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 9 0 号 | 七戸町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 9 1 号 | 七戸町下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 9 2 号 | 七戸町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 9 3 号 | 七戸町農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 4 号 | 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 5 号 | 七戸町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 6 号 | 七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 7 号 | 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 8 号 | 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 9 号 | 七戸町土地改良事業 (災害復旧事業) の施行について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 9 号 | 平成 2 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 0 号 | 平成 2 5 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 1 号 | 平成 2 5 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 2 号 | 平成 2 5 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |

- 日程第20 議案第83号 平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第21 議案第84号 平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第22 議案第85号 平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第
3号)
- 日程第23 議案第86号 平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第24 報告第20号 七戸町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及
び評価(平成24年度事業分)に関する報告について
- 日程第25 陳情第3号 2014年地方財政の確立に関する意見書の提出を求める
陳情
- 日程第26 発議第4号 2014年地方財政の確立を求める意見書の提出について
- 日程第27 陳情第6号 「道州制導入に断固反対する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第28 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第29 委員会報告書について(各常任委員会及び議会運営委員
会)
- 日程第30 閉会中の継続調査申出書について(各常任委員会及び議会
運営委員会)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(15名)

議 長	16番	白 石	洋 君	副議長	15番	天 間	清太郎 君
	1番	疍	清 悦 君		2番	岡 村	茂 雄 君
	3番	附 田	俊 仁 君		4番	佐々木	寿 夫 君
	5番	瀬 川	左 一 君		6番	盛 田	恵津子 君
	7番	田 嶋	弘 一 君		8番	田 嶋	輝 雄 君
	9番	三 上	正 二 君		10番	松 本	祐 一 君
	12番	工 藤	耕 一 君		13番	田 島	政 義 君
	14番	中 村	正 彦 君				

○欠席議員（１名）

１１番 二ツ森 圭 吉 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	瀬 川 勇 一 君	支 所 長 (兼庶務課長)	鳥谷部 宏 君
企画調整課長	高 坂 信 一 君	財 政 課 長	天 間 勤 君
会 計 管 理 者 (兼会計課長)	江 渡 慶 子 君	税 務 課 長	神 山 俊 男 君
町 民 課 長	森 田 耕 一 君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	木 村 正 光 君
健康福祉課長	澤 田 康 曜 君	商工観光課長	田 嶋 邦 貴 君
農 林 課 長	鳥谷部 昇 君	建 設 課 長	米 田 春 彦 君
上下水道課長	天 間 一 二 君	教育委員会委員長	附 田 道 大 君
教 育 長	神 龍 子 君	学 務 課 長	田 中 順 一 君
生涯学習課長 (兼世界遺産対策室長)	渡 部 喜代志 君	スポーツ振興課長	小 原 信 明 君
中央公民館長 (兼南公民館長・中央図書館長)	山 谷 栄 作 君	農業委員会会長	天 間 正 大 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	八 幡 博 光 君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	森 田 耕 一 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 八 幡 博 光 君 事 務 局 主 幹 古 屋 敷 博 君

○会議録署名議員

１３番 田 島 政 義 君

１４番 中 村 正 彦 君

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（白石 洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。したがって、平成25年第4回七戸町議会定例会は成立をいたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。これより、12月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第18号

○議長（白石 洋君） 日程第1 報告第18号専決処分事項の報告について、平成25年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第18号専決処分事項の報告について、平成25年度七戸町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第19号

○議長（白石 洋君） 日程第2 報告第19号専決処分事項の報告について、除草作業中での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

3番。

○3番（附田俊仁君） 確認なのですが、こういう作業中の損害事故といいますが、これというのは多分作業員そのものに保険とかというのは掛けているものですか。

○議長（白石 洋君） 財政課長。

○財政課長（天間 勤君） 南部縦貫株式会社の職員が作業をしていますので、そちらのほうで保険を掛けています。

○議長（白石 洋君） 3 番。

○3 番（附田俊仁君） ということは、補正予算書の中に保険で適用すれば歳入としてあるのかなと思って探したのだけれども、なかったので確認したのですが、そうすると、町のほうではこの2万8,350円というお金を仮払いをしたと、南部縦貫株式会社の作業員の請け負いの作業ということでしょうから、当然のごとく作業をしている会社が賠償するべきものではないかなというふうに考えるのですが、これを見ると町が補填しているというところえ方になると思うのですが、そこら辺の仕組みというか、どういうふうになっているのかお知らせください。

○議長（白石 洋君） 財政課長。

○財政課長（天間 勤君） その辺については、庁舎前の草刈り作業中に小石が跳ねて、車のフロントガラスを割ったということですので、総合賠償保険というのを適用いたしまして、専決処分ということになりまして、この保険については後で歳入として入ってきます。

○議長（白石 洋君） 3 番。

○3 番（附田俊仁君） ということは、今、町が一応仮払いをしていて、それを今度南部縦貫株式会社の保険が支払いになったときには、町が受けるということになるのですか。

○議長（白石 洋君） 財政課長。

○財政課長（天間 勤君） そういうわけではなく、町で総合賠償保険というのを掛けているわけなので、さまざまながとかそういうのを想定いたしまして、これは町村会のほうに掛けていますので、町村会のほうから直接雑入として入ります。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） 今の件ですけれども、南部縦貫株式会社に作業委託をしているのかな、そうなれば、そこで発生したものというのは役場で払うべきものなの、南部縦貫株式会社に払うべきものなの、金がどうのこうのと言っているけれども、それはどっちなの、責任の所在は。これ車だからいいのだよ。これで石が飛びましたと、さあ、人がけがしました、死にました。どっちの責任なの、役場の責任なのか、これから見ると保険を掛けた役場のほうで払うということで、役場のほうに責任があるということなのだよ。それはどうなっているのですか。

○議長（白石 洋君） 財政課長。

○財政課長（天間 勤君） この件に関しては、一応役場のほうで請負業務を委託しておりますので、その辺については町村会の保険が最適でないのかなということで、こういう形にいたしました。それから、附田議員のさっきの歳入については、12月補正の雑入のほうにのっております。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） よくわからないから教えてもらいたいのですけれども、請け負いをさせているときのその請け負った人が、その作業中にいろいろな事故であれ何か起きたときには、そちらの責任ではないのですか。例えば、道路の発注でも何でもしたときは、例えば私が入札をとりましたと、それと同じことではないのですか。その辺はどうなっているのですか。これ総務課長のほうがいいのかな。

○議長（白石 洋君） 副町長、答弁してください。静粛をお願いします。

○副町長（似鳥和彦君） とりあえず最初に、今回の件はふだんは南部縦貫株式会社の職員が請け負って除草してますが、今回はちょっと草が伸びたということで役場の職員が除草したわけです。それで、損害賠償保険なのですが、細かい部分は役場の職員が。ふだんは例えば、学校の周りの草刈りでも、南部縦貫株式会社の用務員がやっているのですが、このときもそういう事故もあったわけです、石が飛んで。そういう軽易な部分といいますか、そういうの保険は役場の委託のお金から出してませんので、往々にしてこの賠償保険ということになります。委託関係では、その部分のお金は含まれていないということです、今回は役場の職員がやったので。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第19号専決処分事項の報告について、除草作業中の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第87号

○議長（白石 洋君） 日程第3 議案第87号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） この条例は、元の改正前のは書いてないから、これは役場がやっていたものを今回は教育委員会が受けるということですので、その内容的には体育施設の

利用許可に関する業務とかさまざまあるのですけれども、教育委員会に移したということは、指定管理を教育委員会が発注するということですね。ここで条例をかえるということは、これはもう発注先がやや決まったようにとれるのですけれども間違いないですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） それでは、田嶋弘一議員にお答えします。

体育施設等の施設に関しては、現在直営ということでやっています。将来にわたって指定管理の方向を導くために条例を改正するものです。今は実際にはそれに向かって事務作業を進めていくという状態でございます。

○議長（白石 洋君） 7 番。

○7 番（田嶋弘一君） そういうふうに進めるということは、一つは、今まではこの管理というのが役場がやっていたと。いろいろな面で貸し借りの業務からさまざまな業務について発注するということは、これからはその相手側に一々許可をゆだねてやるという方向になると思うのですけれども、ということは、今までは役場職員がやっていたものが、役場職員がやらなくてもいいようにしていくというシステムなのですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長、少し声を大きく答弁してください。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

指定管理ということで、施設そのものを任せる形になります。当然予約とか、そういうのも全部そちらのほうでやるということで、基本的に管理運営をそのまま委託という形にすることになります。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） ということは、行政改革の一つのものかと思うのですけれども、今まで役場がやっていた職員がやっていたものを指定管理することは、これから役場職員の仕事の軽減と、もう一つは職務が一つ減ることになるから、いわば行政改革として役場の職員を削減していくという方向性のもとで、こういう話が進んでいるのですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

指定管理者制度につきましては、町の行財政改革の取り組みの一環として導入されて、現在進めているものです。当然人員の削減、経費の削減を目指すものであります。

○議長（白石 洋君） 1 番。

○1 番（听 清悦君） 今現在、七戸町体育施設設置条例の第 2 条を見ると、(1) の七戸体育館から (9) の屋内温水プールまで九つの施設があるわけです。それで、それを今約 3 人工で管理しているということなので、仮に 1 人が年間 2,000 時間とすると、延べ 6,000 時間と。今現在九つの施設を職員がどういう配置で管理しているのかということのと、3 人工といっても 3 人が九つの施設を見るのか、そうはいっても九つの施設には、それぞれ 1 人ずつ置かなければならないのか。そうなった場合に、1 人の労働時間という

のがどうなるのかというので、先ほど人員削減による経費削減ということですが、今、役場職員が3人工で見ているところの人件費が、指定管理者になったときに、どの程度の削減が見込まれるのかというのを1点お聞きします。

もう一つですが、第10条の(2)の体育施設の施設及び設備、その他備品等の維持管理に関する業務ということですが、特に施設といった場合に、工事が必要なものになると多額の費用がかかると思うのですが、そこも含めて任せるということなのかをお聞きします。

○議長(白石 洋君) スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(小原信明君) 庁議員にお答えします。

人工の件ですが、今、スポーツ振興課でとらえているのは、体育施設の職員の管理が3人工、それと温水プールに関しては南部縦貫株式会社に委託しているわけなのですが、それに関しては、2人の南部縦貫株式会社の職員が仕事に当たっています。トータル的には、5人工ということで考えております。経費削減がどのぐらいかという御質問でしたけれども、今試算した中では、およそ1,000万円ぐらいの経費削減が図れるものと試算しております。

それから、もう一つですが、施設の管理に関しましては、指定管理者制度の中で、いわゆる大きな修繕等が問題になってきますけれども、軽微な施設破損・設備故障の修繕に関しては指定管理者に、大きな修繕に関しては役場で予算措置して修繕していくものというふうに考えております。

○議長(白石 洋君) ほかにありませんか。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) 体育施設を指定管理者に移せるような準備をするということでやっていますが、私はこの体育施設の経費削減だけではなく、体育施設を指定管理者にしたときに町民サービスが向上すると、そういう目的も大切ではないかと思います。というのは、例えば青森県の平均寿命は平成25年、ことしは全国最下位です。七戸町の町民の平均寿命も、例えば平成22年で見ると、男子は全国平均よりも2歳も下回っているし、女子も1歳以上下回って非常に平均寿命が低いわけです。この原因として考えられるのは、まず塩分の取り過ぎ、あるいはお酒の飲み過ぎ、こういうことも考えられますが、私はスポーツをしていないこともかなり大きな問題だと思っています。

また、小中学生の肥満率も青森県は非常に高いのですよね。七戸町も高いのですよ。これはこの前のNHKなどで放送されていますが、そういう意味で、スポーツをする運動をするということが、今町民にとって大変求められているというふうに考えます。

したがって、指定管理者にしてスポーツ施設をやっていくということは大変大切なことで、経費削減だけではないと思います。そこでお伺いいたします。このスポーツ施設を指定管理者に移すことによって、町民のスポーツ、あるいは運動、そういうもののサービスがよくなるというふうにお考えですか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これによって、例えば指定管理者にこの管理運営を全て丸投げするということではありません。あくまで町の施設であります。町が指定した範囲で指定管理者にその管理をお願いするということになりまして、常に報告を求めるし、その管理の状況というのは常にチェックするということになります。

したがって、人件費で大体1,000万円の削減効果というのはあるということですが、この浮いた分はその他今まで行き届かないサービスも新たに加えることができるというふうに思っていて、むしろサービスの向上につなげると、またつなげるような指定管理をしなければならないと思っています。そのためには、この制度に乗ったほうが非常に効率がいいということで今回提案しておりますので、御理解をお願いします。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） スポーツ施設を民営化することによって、町民のサービスが今までよりもより向上し、かつ経費の削減も図られるということを、私ははっきりここで確認したいと思っています。

次に確認したいのが、指定管理者になると、さっき町長が言った監査権とか、それから業務の報告とかというものは町が持っている。そしてまた、従業員については、社会保険から労災保険などもきちんと加入させなければならないというふうに書いていますが、七戸町で指定管理者制度を導入するに当たって、この辺ははっきりさせますか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

指定管理を進めるに当たって、指定管理者募集要項を策定いたしまして、その中で事務作業を進めていきます。当然指定管理となるべき事業者にはそういう部分も必要な要項の中で定められるものです。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 指定管理をそのようにして町民サービスを向上させるということについては、よくわかりました。

ところで、私は、この七戸町の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例について、今やっているわけですが、この条例が平成17年にできて、さらにこのときにこの条例とともに、この条例の施行規則も定めています。その施行規則の中の第2条には、この指定管理を受ける業者の、あるいは法人なり団体の資格等が書いてありますが、私はこの資格について一つ考えてもらいたいことがあります。それは地方自治法第92条の2に、いわゆる兼業禁止、議員は町の仕事などをとってはいけないということがあるのですよね、請け負ってはならないという請負禁止条項というのがあるのですが、この地

方自治法の第92条の2の請負禁止条項というのは、この町の施行規則にあるこれに適用されますか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） それでは、お答えいたします。

指定管理者制度の指定につきましては、請け負いではないということで解されております。したがって、地方自治法上の兼業禁止規定、ただいまおっしゃっておいりましたのが適用されないということで解釈しております。

○議長（白石 洋君） もう既に3回になりましたけれども、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 地方自治法第92条の2の請負禁止条項が適用されないというのは、わかりました。しかし、指定管理するに当たっても、この第92条の2の兼業禁止の懸念は、ここで第92条の2で決めているのは町の事業に対して審査や議決でもって、影響力を行使できる議員はそのような利害については職務の構成上、問題があるということからこれ禁止しているのですよね。これは指定管理についても同じたというふうに私は考えているのです。だからそのようなことから、この第92条の2は適用されないにしても、議員の兼業とか、そういう利害にかかわることについてはやはり懸念されるので、この辺は考えていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、課長が答弁したとおり、請け負いとかそういったものではないと、いわゆる条例に基づくその行政行為というものですから、そういった規定は適用されないという実は法的にはそうなのですよ。だけれども道義的に、どうもそういうのは余り好ましくないというふうなお話でありますけれども、指定管理のそもそもの、指定管理と請け負いとかそういったものの違いというのを、はっきり認識してもらいたいと思います。

それで、あえて町が法的に認められたものを、それはだめだよということではできないのです。あくまでも例えば今の場合には体育館であり、そういったものは町の施設で、町が決められた範囲でこれをやってくださいよと、そのための指定管理料は幾らですよということで、その他にかかわるものは全て町の行為ということになります。だからこそ、そういうのが適用されないということにもなりますので、あくまでもそういう法的なものに基づいて、やはり施行というのは法に基づいてやる本来の行政でありますので、今の場合、我々もよくこれから勉強をしなければなりませんけれども、一応意見としては、今は承っておきますが、そうしますよというのは、今ここではちょっと回答は差し控えさせていただきたいと思います。

当然これはどこどこ指定ということで、いずれまた議会に提案することにもなりますので、それまできちんと理論的に確認しておきたいというふうに思いますので。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1 番。

○1 番（听 清悦君） 4 番議員の今発言した内容にかかわる件で、第 10 条（3）で教育委員会が必要と認める業務というものが具体的にどういったものかというのが第 1 点と、今現在 8 時から 5 時は役場職員で、5 時からの夜と、土曜、日曜はシルバー人材センターの人に管理してもらっているということなのですけれども、指定管理者制度になった場合、そのシルバーがどうなるのか、その指定管理者のほうで、そこもシルバーも含めた人件費削減になるのか、単に役場職員と指定管理者のところで、平日の日中のところの人がかわるだけなのか、その 2 点をお聞きします。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） それでは、お答えいたします。

第 10 条の第 3 項になりますけれども、この中では、いろいろなことが多分あるかと思うのですけれども、個別には、今現在想定しておりません。それはその事案によって教育委員会が必要となったときに行うものと解します。

それから、勤務体制でありますけれども、現在は、夜、それから土曜日、日曜日、休日に関してはシルバー人材センターに委託をしております。指定管理者の事業者になった場合に、考え方ですけれども、そのままシルバーに委託するのか、それともあるいはパート職員を雇って管理するような形にしていくのかは、その事業者によって違いが出てくるものと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 4 議案第 88 号

○議長（白石 洋君） 日程第 4 議案第 88 号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（田嶋弘一君）　ここも先ほどの議案第87号と同じ教育委員会が指定管理者になるわけですが、私が思うには、同じく指定するにも、議案第87号も議案第88号も同じ人が指定管理者として受けるのですか。

○議長（白石 洋君）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君）　お答えいたします。

考え方として、体育施設ということで七戸地区では七戸体育館、それから総合運動公園、天間林地区では天間林の体育館、プール、それから運動公園という形であります。中央公園に関しましては、いわゆる一つのくくり、中央公園という施設の中で指定管理を想定しております。ですから、事業者が一緒ということにはなり得ないのかなと思っております。

○議長（白石 洋君）　7番。

○7番（田嶋弘一君）　でも、教育に関してやるための教育委員会であれば、ならばここは教育委員会ではなくて別な課が受けていいと思うのですけれども、例えば、これにかかわるのであれば公園であれば普通、役場自体がそのままいいような感じも私はするのですけれども、ここだけは今と違って体育館と公園は別だよと。でも教育委員会が受けると、指定管理者になるということはちょっと私疑問に思うのが、ここだけは教育委員会であってもいいように感ずるのですけれども、その辺私の考えがどう違いますか。この場合は意外とイベント、そういう事業が大いにあるし、また、あるいは中には、この場所を使ってスポーツをするために合宿するためにも使われているけれども、同じところに指定管理を受けるのであればわかるのだけれども、ここは違うということはいささか疑問に思うし、もし教育委員会ではなくて別なほうでもいいように、私はとらえるのだけれども、その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君）　町長、答弁。

○町長（小又 勉君）　今おっしゃっていることは教育委員会が指定受けるということではなくて、教育委員会が指定管理に出すということです。これがこうなった経緯というのは、屋内スポーツセンターというのがスポーツ振興課の管理なのです。公園とかふれあいセンターは当時別だったのですよ。それで非常に管理が紛らわしいということで全体をスポーツ振興課の管理ということにしましょうというふうに変えました。

それで、これも実は行革の一環として、いずれはやはり合理化のために指定管理者制度でどこかに指定管理に出したいということがあります。今申し上げるのは、ここを最低5年はもうこれは出さないという方針であります。前の議案と一緒に、もしそういう出したい場合は、出せるようなその体制だけはとっておくということで、とりあえず提案をしました。することができるという中身で、今の方針としては最低5年ぐらいはもう一切外には出さないと、みずからの管理でいくという方針でありますので、そういう御理解を

いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありますか。

3 番。

○3 番（附田俊仁君） 中央公園の屋内スポーツセンターなのですが、私何回も言って、この議場でも申し上げてきたことなのですけれども、要はライトにカバーがないために非常に使用制限がかかっているのですね。冬場のスポーツ振興で野球、ソフトを初めサッカーとか、球技の団体がよく使うわけなのですけれども、先ほど町長のお話の中にサービスの向上というお話がありましたので、そういう使いづらいところの改善というものをどのように考えているのか、教育長から伺いたいと思います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

前にも質問されておりまして、カバーの件ですけれども、一応検討はしておりました。でもなかなか難しいものがあると、構造上。それで、以前は全く球技をやるのはだめですよという考えでいましたけれども、一昨年に小学生程度であれば大丈夫だろうということ、今やらせてます、実際は。問題はライトを壊したときに、例えば玉一つ2万円とかという話になるのですけれども、その辺はある程度財政的に修繕費を用意しておけば大丈夫であるかなというふうに考えています。ネットを張るとか、カバーだけだとちょっと難しいものがあるので、天井そのものにネットを張るとか、そういう構造になると多大なお金がかかるということで、対比していった場合、修繕料で賄えるのであれば、さほど回数多いわけではないと思いますので、そういう形で考えております。

○議長（白石 洋君） 3 番。

○3 番（附田俊仁君） できれば壊れない、壊れるということは破片が落ちてくるわけですよ、頭の上に。だから、そういう財政的な部分もさることながら、安全がまず第一なわけですから、あそこのライトはたしかワイヤーで、交換のときに下りてくるはずですよ。それで、上に全面にネットを張るということは、ライトの交換は今度は足場をかけなければということになるので、それは多分現実的ではないのです。なので、そこの部分は業者に相談すればできないはずがないです。ちゃんとつくれますから、そこをもう一度検討をいただきたいのが、まず1点と。

もう一つ、あそこの使用の券の販売機が合宿所の中にあるのですよね。一々そっちへ行ってこっちへ行ってと、管理者が屋内スポーツセンターのほうにいて、向こうに行って券買って、またこっちへ戻ってきて支払いしてという形で、非常に使い勝手が本来よくないわけですよ。なので、各体育施設をより使いやすい形、より健康増進に向けたさっき4番議員もおっしゃってましたけれども、全体の町民が使いやすいものがどういう形なのかというところで、もっと検討をいただければなというふうに考えているのですが、これ教育長から伺いたいのですがどういうふうに、今、次年度予算を組む時期なのでこういう話をしているのですけれども、早急にこの対応をしていただきたいのですが、どのようにお

考えでしょうか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

最初のお話ですけれども、灯具そのものにはカバーはついてます。そのカバーに当たった衝撃で玉が切れるということですので、玉が直接割れるとか、そういう状況にはありません。

それから、券売機の件ですけれども、できればあその間20メートルか幾らかしか離れていないので、そちらで券売機を利用いただければよろしいのではないかなと、そんなに不都合ではないと感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白石 洋君） 必要ですか。

教育長。

○教育長（神 龍子君） 今、スポーツ振興課の課長が言ったことに尽きると思います。

それから、もう一つですが、今話し合われていることは、七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ですので、そのことにのっとって私は話し合っていくべきだと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第88号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第89号

○議長（白石 洋君） 日程第5 議案第89号七戸町就業改善センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（田嶋弘一君） ここの場所ですけれども、私この場所をちょっと見てきたのですけれども、つくられたのが昭和50年ということで、もう耐震に引っかかるものであると

私は感じてまいりました。それと、４７年か４８年にできたむつ市の体育館が、この間耐震に引っかかったということで、利用ができなくなったのですけれども、あの平屋というか、そういう屋根にややこの就農改善センターが似ているのですけれども、人に委託して管理していくわけなののですけれども、私は前に１回耐震のことを調査してから指定管理の方向にやらないと、もし何かあったときに、地震か何かあったときに、そこに子供たちがいて事件が起きたときは、その保険的なものもさまざま出てくると思うのですけれども、その辺はどういう方向で進める予定ですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

就業改善センターにつきましては、昭和５１年に建築されております。鉄筋コンクリート造で２階建て、５８１平米という建物であります。耐震のお話をされておりましたけれども、当然昭和５６年度以前の建物ですけれども、耐震診断をしたほうがよろしい建物ということにはなってきます。

ただ、基準からいきまして、国で要緊急安全確認大規模建築物の耐震対策ということの建物には該当してきません。また、青森県で定めております青森県耐震改修促進計画ということで、ここで耐震診断をなささいということ県が定めているのですけれども、この部分にも就業改善センターは該当しない建物であります。だからといってやらなくていいということではなく、もう診断すべき建物ということで考えております。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

７番。

○７番（田嶋弘一君） 最後に考えているという答弁をしたけれども、考えているのであれば、どういうふうな形で行動するのかということを私聞いているのですよ。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

耐震診断に関しましては、お金も結構かかる部分があります。今までもずっと進めてきておりまして、まず学校を今までずっとやってきました。それから、次に集会施設等があります。今後は体育施設等の耐震診断も必要であると考えます。当然早急に検討していきたいと思えます。

○議長（白石 洋君） ７番。

○７番（田嶋弘一君） 早急とかという言葉を使っているのですけれども、早急というのは３月までにやるのか、予算をつけてやるという意味なのか、それとも来年度の話なのか、再来年度の話なのか、早急という意味はそういう意味で使われるものではないと思うのだけれども、きちんと計画的な話をしてください。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） ３月までに実施するということでは考えておりませ

ん。全体を考えまして、計画を組んでいって、それなりにやっていくことで検討してまいりたいということであります。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 確認したいことがあります。

町長が先ほど5年ぐらいは指定管理をできる状態にしておいて、5年ぐらいはと、こういう話をしたのですが、それは議案第87号、第88号、第89号、全部そういうことにするのでしょうか、そこを確認します。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 議案は1議案ずつ提案して、そのときの答弁ですから、いわゆる中央公園それにかかわる分だけであります。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9 番。

○9 番（三上正二君） 今までは町長部局でやっていたのが、教育委員会にして、そして指定管理ということになるのですけれども、そもそもこの就業改善センターそのものは、何の目的に使うために建てられて、どういう使い道があって、今現在どういうふうにご利用されているのですか。わかりますか。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

先ほど言いましたように、就業改善センターは昭和51年に建てられておりますけれども、これは農村地帯に工業を推進して、農業の就業者だけでなく工業のほうにも就業することを促すような政策が当時ありまして、そのときの方針の中で就業改善センターがその拠点になる事務所のような形の中でつくられたというふうになっております。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号七戸町就業改善センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第90号

○議長（白石 洋君） 日程第6 議案第90号七戸町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第90号七戸町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第91号

○議長（白石 洋君） 日程第7 議案第91号七戸町下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第91号七戸町下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第92号

○議長（白石 洋君） 日程第8 議案第92号七戸町農業集落排水処理施設条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号七戸町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第93号

○議長(白石 洋君) 日程第9 議案第93号七戸町農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号七戸町農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第94号

○議長(白石 洋君) 日程第10 議案第94号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第94号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第95号

○議長(白石 洋君) 日程第11 議案第95号七戸町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(田嶋弘一君) 先ほどは大変失礼いたしました。

さっきと同じ続きなのですが、翌日から1月ということなのですが、ここを本来であれば、アラビア語で書けばこれ1なのですけれども、本来漢数字で書いた一のほうが私ベターかなと思うのですが、ところが調べれば、この1月もひとつきと読むそうですけれども、これがもし、お互い議論が出た場合に、果たしてこれでいいのかなと。税金を納める方にも一つの言い分があると思うのですが、この辺の、ひと月、ここを深い意味で説明していただきたい。私の書物にはこの1月をいくら調べてもひと月と出てこないのです。本来ひと月という言葉を使う場合は、漢数字で書くのが私は正規だと思うのですが、答弁いただきたいです。

○議長(白石 洋君) 総務課長。

○総務課長(瀬川勇一君) お答えいたします。

条例等においてのこの数字、いわゆる算用数字を用いているやつは業界用語でございまして、数字で期間をあらわす場合、暦の年、月と混同するおそれがない限り漢字の箇を用いないで、例えば、5月(ごねん)、6月(ろくがつ)というようには読まないで、例えば、5年(ごかねん) 6月(ろっかげつ)というように業界用語では表示してございます。いわゆる期日をあらわす場合には、例えば、それは3月31日、それから12月1日というように書かれてございます。これらに基づいて洋数字、いわゆる算用数字を用いる

というふうなことで、この数字の1というふうな形に表示してございますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） この前にあったのだけれども、例えば住宅料とか、そういうものを延滞した場合、そこにも同じく書いているのですけれども、書き方が。ただ、今、総務課長が説明したことは、借りる側、また、税金を納める側が全くわからない意味にとるのですよ。これをきちんと説明しないと、あなた方は専門用語がわかるけれども、一般の人は専門用語というのはわからないと私は思うのですよ。だから、わかりやすいように書くべきことが正規ではないですかと聞いているのですよ。国で書いている条例は全部縦書きで書くときは漢数字を使って、ひと月はきちんと漢数字を使っています。これを今度横書きにするとアラビア語の1、2、3のパターンでいくわけですよ。その違いがぴんとこないということもあるのですよ。あなた方は専門職だからわかるけれども、一般の住民もわかるように提示するのが妥当だと思うのですよ。そうしたならば、ここに漢数字を使っても私は何ら問題ないと思うのですけれども、どうなのですか。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） お答えします。

この数字とか語句の使い方というのは、どこから来ているかというと、法律から来ておりまして、内閣府の法政局が昭和29年と昭和56年にこの指針を出しているのです。それに基づいて、縦書きの条例、法律は漢数字、横書きの条例、法律は算用数字を使うようにという指導がありましたので、この数字を使っております。ですから、皆さん来たときは十分御説明して、町民が来たときは御説明してあるということになりますけれども、それでこういう形を統一して使っておりますので。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） 今の最後の言葉、最高には聞きたかったのは、そこなのですよ。説明しないとわからないのです、これ。高齢者になればなるほど私は昔の人であれば漢数字でいけばひと月と読むのだけれども、普通でいけば、年輩にいけばいくほど私はいち月と読むと思うのですよ。だから、今、ここに箇を抜いたということはきちんと書いてあるのですけれども、調べれば。でも滞納する人がよくわかっていて、この条例だけを見ればいじわるする可能性もあるわけですよ、逆いったら。法的にいったら、弁護士同士の闘いですから、解釈の問題だって闘う可能性もあるのですから、もしこれが直せるのであれば直してあげたほうが、住民のために私いいのかなというふうに考えるのですけれども、どうなんですか。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時04分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第95号七戸町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第96号

○議長(白石 洋君) 日程第12 議案第96号七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第96号七戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第97号

○議長(白石 洋君) 日程第13 議案第97号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第97号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第98号

○議長（白石 洋君） 日程第14 議案第98号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9番（三上正二君） この条例がどうのこうのじゃなくて、提案理由のところで社会保障の安定財源の確保等を図る云々と書いてあるけれども、これと水道事業給水条例と何の関係があるのですか。ちょっと説明してくれませんか、わからないので。

○議長（白石 洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（天間一二君） 三上議員にお答えいたします。

この条例改正ですけれども、4月1日に消費税が上がりますので、その消費税法の改正によりパーセントが上がるので、そのパーセント表示を今まで5パーセント掛けた金額と表示しておりましたが、消費税の税率を掛けた金額という表示に直すということになります。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第99号

○議長（白石 洋君） 日程第15 議案第99号七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

3番。

○3番（附田俊仁君） 見開きのページの（3）番の工事着手及び完了時期ということですが、着手が平成26年3月になっているのですが、これは何か理由があって3月なのでしょう。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

今月、県の予算の査定がございます。年が明けて1月に農政局の査定と、その後内示があって、そして3月に工事が始まるというふうな予定になっております。そういうような関係で3月から工事着手ということです。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 農業災害の場合、農地なものですから、どうしても3月になると水が出てくるわけですよ。農地の工事は御存じのとおり水がない状態、しかも、雪の上を走行することによって農地を壊さないという、すごく冬工事のメリットがあるものですね。今の理由で3月1日の理由はわかったのですが、でき得ればもう少し早く取り組んでいただいて、また災害はまた起こると思いますので、冬工事の発注時期をできれば12月ぐらいにして、実際の本工事を1月の冬の期間にできるようにしてあげたほうが、多分非常に効率のいい工事になると思うので、そこを要望をしておきます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第99号七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

は、原案のとおり可決されました。

○日程第 16 議案第 79 号

○議長（白石 洋君） 日程第 16 議案第 79 号平成 25 年度七戸町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9 ページから 14 ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳出に入ります。

15 ページ、1 款 1 項 1 目議会費から、22 ページ、5 款 1 項 1 目労働諸費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、22 ページ、6 款 1 項 1 目農業委員会費から、32 ページ、13 款 2 項 9 目奨学資金貸付基金費まで発言を許します。

10 番。

○10 番（松本祐一君） 27 ページの教育費について、小中学校費がないので、教育費ということで関連でお願いいたします。

昨日、城南小学校の子供たちが一般質問の傍聴に来ました。後ほどどういう感想だったのか、私聞いてみたいのと、そのように思っております。それで、旧七戸町で合併前に子供模擬議会を 2 回か 3 回ぐらい開催した経緯があります。

そういうわけで、子供や先生、あるいは保護者が盛り上がったら、機が熟したら、教育委員会では子供模擬議会をやってみようという考えはありますでしょうか。

○議長（白石 洋君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 今のところありません。

○議長（白石 洋君） 10 番。

○10 番（松本祐一君） ぜひ前に旧七戸町でやってみて、きのうも一般質問に出ましたけれども、子供たちは我々の世代と違って斬新なアイデアを持っていると言う方もあります。私もそのとおりだと思います。かつて、その中で提案されたことが実現されたものもあるのですよ。そういうことで、だからでき得れば、機が熟したらということを私言ってますので、子供や先生や保護者の PTA の方々が盛り上がったら、ぜひ取り入れてやってみてほしいと、このように思います。

また、総務企画常任委員会のときですか、議長さんから前向きな返答をいただいておりますので、でき得ればやってほしいと、過去にやった経緯がありますので、ぜひお願いしたいと要望しておきます。

○議長（白石 洋君） 要望でよろしいですね。

ほかにありませんか。

1 番。

○1 番（听 清悦君） 30 ページ、10 款2 目13 節、七戸町体育施設管理システム構築業務委託料399 万円について伺います。

スポーツ振興課長から概要は聞いております。今、町のホームページで公共施設の予約状況を一般の町民も確認できるようになっているのですが、その指定管理者に体育施設を管理を任せる場合に、その役場職員はパスワードを持っているので町のホームページを更新できるけれども、職員ではない人は町のホームページをパスワードを持って更新できないということで、ホームページを別につくる必要があるという話を聞きました。

一つは、職員ではなくても、そういった理由でパスワードを持たせることがどうしても不可能なのかという点を1 点伺いたいということと、私もほかの市町村の指定管理者の状況を見たところ、確かに体育協会をNPO 法人にして、そこが体育施設を管理して、なおかつホームページを持っているのかということで探せば幾つも出てきます。そのときに、私自身ホームページをつくった経験もあるので、わかるのですが、例えば、どこの体育館で何月何日にどこの団体が予約入っているというのを丸つけるぐらい自分でもできるというのと、その程度のことを今度業者に委託するときに、写真をこれ使って文章をこういうふうにとか一々説明するほうが、かえって手間がかかるのですよね。ですから、むしろパソコンぐらい使える人がいるところに指定管理者を任せるべきであって、今、これぐらいの予算つけてまで、町がやってあげる必要はないと思っています。

それから、私が議会で何回もお願いしてきた、十和田市が駒らんメールでやっている、それは200 万円かからないでできるのに、ここはもう400 万円上げてきているわけですね。私からするとそこが整合性とれないので、これは町でやるほどの、しかも400 万円近く予算かけてまでやる内容のものではないと思っていますので、そこは私の考えに間違いがあるようであれば、課長のほうから足りないところは指摘してもらいたいと思います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えいたします。

このシステム構築につきましては、当然指定管理事業者が体育館の予約業務というのが出てきます。それで、基本的に七戸体育館と天間林体育館で受け付け業務をして、どちらかからでも受け付けできるような形でLAN でつなぐ予定で考えていました。そのほかに事業者として会計、当然指定管理の事業費ということになれば5,000 万円ぐらいの予定になりますけれども、その経理業務も当然やっていくということで考えていました。そのほかに施設の概要をホームページに掲載するということも考えております。

ですから、そういう部分では、どうしても必要経費としてこのくらいはかかるのかなというふうに見ています。当然役場のコンピュータは使えないので、新しくコンピュータも

導入します、ハード的に。コンピュータとあと印刷機でございます。そういうのがかかる経費になります。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

6 番。

○6 番（盛田恵津子君） 総務費、項目にないのですが交通安全対策費として質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

町長、11月25日に7時38分、七戸小学校の裏手のところでの事故を御存じかと思いますが、そこでは、車3台の交通事故がありました。この交差点の場所を御存じかと思いますが、ここは4月にも、また9月にも衝突事故が起こっております。その25日は7時38分という、子供たちの通学時間帯でございます。これがちょうどピーク時が過ぎていたから、子供のほうに被害はありませんでしたが、重要な通学路であるということです。それでこのところは事故の後に、申し入れいたしましたところ、のぼり旗を今設置しておりますけれども、もっとここに警告灯とか、目立つような看板とか設置する必要があると思いますが、どうお考えですか。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 議員おっしゃるとおり、今回の事故はいつ生徒子供たちが巻き込まれてもおかしくない事故で、本当に心配されていることと思います。担当課として事故発生した日に警察署のほうに出向いて、事故原因、事故防止等について伺ってまいりました。その中では、事故原因については、一時停止それから左右の確認、そして交差点に入ったと、気がついたらもう右から車が来たと、途端に衝突というふうなことで伺ってございます。

この交差点の事故は先ほど盛田議員がおっしゃったとおり、ことしに入ってからもう3件発生しているというふうなことです。その原因はいずれも交差点の見通しの悪さというふうなことが原因のようでございます。担当課として通学路、いわゆる近くには保育所、養護学校もあって、登校時間内の事故ということで、その日のうちに交差点付近にのぼり旗、危険看板等を設置してまいりましたけれども、今後総務課としては、信号の設置はもちろんですけれども、注意喚起の看板の設置、また建設課長と話しして、交差点の視距改良とかすみ切りとか、そういうふうなものも協議しているところでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 6 番。

○6 番（盛田恵津子君） 今、十分に検討して協議しているところだというふうに聞きましたけれども、あそこの交差点はちょうど児童館へ送迎の車も頻繁に通ります。今、これから日が短くなって暗くなるのが早いので、ぜひあそこに警告灯、または目立つ看板

等を立てていただきたいと思います。町内会のほうからも嘆願書が出ておりますので、早急に対策をとっていただきたいと思います。

なお、七戸町は10月30日に交通死亡事故ゼロ1500日を達成しております。県内で、この継続中なのは七戸町だけです。交通安全関係者と交通安全運動の団体の関係者としても、今一生懸命頑張って死亡事故がないように、また、子供たちが犠牲にならないように、私たちも活動しておりますけれども、何とぞ、町のほうでも十分配慮して、この危険な箇所については十分対策をとっていただきたいと思います。要望です。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 警察には信号の要望を、前の事故のときから話ししてました。なかなか歯切れが悪いと、いわゆるその順番があるということで、もう構造上あの事故が起きやすい交差点ですので、根本的に変えたいと。というのはよく見えるように、今、測量を指示しております。あの辺の左右の見通しをよくしないと子供が巻き込まれる可能性が十分にあります。ですから、春までのうちに何とか直したいということで、今動いております。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 交通安全の件で一つお願いになるのですが、26ページの土木費の中にはないのですが、国道45号線バイパスの工事が本格的に始まるのだそうです。国道394号線、その他町道を大型ダンプが2分に1台程度走るということで、花松地区と榎林地区が相当車の往来が激しくなるということを聞いております。

榎林と花松地区、通学路になっているけれども、一部歩道がない区間がございまして、その除排雪をまめにやっていただかないと、事故に子供たちが巻き込まれる可能性がすごく心配されております。町のほうでもまめに排雪をしていただかなければいけないと思っているのですが、その辺の対応、あそこは国道だけでも県の管轄と町の管轄がダンプの配送ルートの中に入っていると思うのですが、そこら辺の対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 国道394号については、県のほうにお願いして、速やかなる歩道の確保というふうなことを進めてまいったところです。町道については町のほうである程度の機械で拡幅除雪というふうなことで進めてまいりたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 事故が起きてからでは大変なので、パトロールの巡視等その辺慎重に、工事はいくらでも協力はしたいのですが、事故が起きてしまえば、その時点で工事がとまってしまうということもあるので、そこを厳重なまめなパトロールのほうをお願いしたいと思います。要望で終わります。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号平成25年度七戸町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第80号

○議長(白石 洋君) 日程第17 議案第80号平成25年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号平成25年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第81号

○議長(白石 洋君) 日程第18 議案第81号平成25年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号平成25年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第82号

○議長(白石 洋君) 日程第19 議案第82号平成25年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号平成25年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第83号

○議長(白石 洋君) 日程第20 議案第83号平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第84号

○議長(白石 洋君) 日程第21 議案第84号平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第85号

○議長(白石 洋君) 日程第22 議案第85号平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第86号

○議長(白石 洋君) 日程第23 議案第86号平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 報告第20号

○議長(白石 洋君) 日程第24 報告第20号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成24年度事業分)に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第20号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度事業分）に関する報告についてを終わります。

○日程第25 陳情第3号及び日程第26 発議第4号

○議長（白石 洋君） 日程第25 陳情第3号2014年度地方財政の確立に関する意見書の提出を求める陳情及び日程第26 発議第4号2014年度地方財政の確立を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりであります。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第3号は採択とし、発議第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号2014年度地方財政の確立に関する意見書の提出を求める陳情は採択とし、発議第4号2014年度地方財政の確立を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○日程第27 陳情第6号及び日程第28 発議第3号

○議長（白石 洋君） 日程第27 陳情第6号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出を求める陳情及び日程第28 発議第5号道州制導入に断固反対する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりであります。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第6号は採択とし、発議第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出を求める陳情は採択とし、発議第5号道州制導入に断固反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

なお、陳情第2号、第4号、第5号は、お手元に配付の陳情文書表により資料配付いたします。

○日程第29

○議長（白石 洋君） 日程第29 委員会報告書についてを議題といたします。

本件については、平成24年第4回定例会において、所管に関する事項調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告書が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりであります。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進並びに起業家の育成推進を図るべきである、一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである、一つ、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るべきである、一つ、職員の待遇改善並びにワンストップ行政サービスの推進を図るべきであるの4件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、第1次産業の振興を図るとともに高付加価値化・ブランド化を図るべきである、一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである、一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである、一つ、公共下水道を計画的に整備すべきである、一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである、一つ、公共事業等の早期発注を図るべきであるの6件。

文教厚生常任委員長の報告は、文化財の保存・整備・活用を図るとともに縄文遺跡群世界遺産登録（4道県共同）の推進を図るべきである、一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきであるの2件。

以上、12件を町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第 30 閉会中の継続調査申出書について

○議長（白石 洋君） 日程第 30 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、平成 26 年 12 月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成 26 年 12 月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会宣告

○議長（白石 洋君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成 25 年第 4 回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 42 分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

上北郡七戸町議会 議長

議 員

議 員